「地域で取り組んだ郷土の復興」

―関東大震災における「復興促進会」の活動

都市プランナー（防災アンド都市づくり計画室）／元・首都大学東京特任教授
吉川　仁

1. はじめに

後藤新平が主導した帝都復興に関しては多くの研究蓄積がある。本稿では、関東大震災後に神奈川県や千葉県において当局と地域有志が一体に郷土再建に取り組んだ「復興促進会」の活動を中心に紹介する(1)。

なお、当時の被災者救護対策を記しておく。明治20年代に災害が相次ぎ「備荒儲蓄法」（明治13（1880）年）の儲蓄金が底をつき、明治32年「罹災救助基金法」に移行した。この法律で府県は50万円（北海道100万円）以上の基金を設立し、国は基金管理を行い、実際の災害救助業務は府県が中心に行うことになった。(1)避難所費、(2)食料費、(3)被服費、(4)治療費、(5)埋葬費、(6)小屋掛け費、(7)就業費、(8)学用品費、(9)運搬用具費、(10)人夫賃を、原則現物で支給する。支給基準は地方ごとに定めるとした。しかし財政力の差などから府県ばらばらで不徹底であった。

2. 神奈川県下の復興

（1）神奈川県下の「復興促進会」活動の大要[1)]

震源に近い神奈川県では、県内全域で強震や津波、火災等による被害が多発した。横浜市中心部は火災で壊滅、全市で建物被害や土砂災害が多発した。横須賀市では崖崩れや火災、鎌倉町では火災と沿岸部を襲った津波により甚大な被害をうけ、小田原町は火災と倒壊、崖崩れで壊滅した。

9月3日神奈川県下にも戒厳令が施行された。横須賀市では、9月6日横須賀鎮守府の横戒司令1号で、戒厳地司令部が市内を4地区に分け治安維持と罹災民の救助にあたることになり、軍が食料、建築物及び材料、衛生材料、被服、燃料、運搬具その他物資、労務、その他物資徴収と分配を行った。横須賀市は海軍の機動力で罹災者救護は比較的進んだが、県内では10日前後まで混乱している。横浜市ではチフスが発生、入港する食料も小舟人夫等の不足で陸揚げできず、避難所や道路橋梁の応急修理も見通しが立たない状況で、救護事務局神奈川県支部のバラック建設も思うように進んでいない。役場があるところを中心に戒厳令による軍の派遣がなされ、徐々に回復した。

震災2週間後には小田原～湯本まで自動車が通行できるようになり、東海道線も9月20日には平常に復することになった。津久井郡の中野村の報告では9月20日ころには消防団青年団の手で道路の応急修理を行った。物資は潤沢ではないが倒壊家屋は復旧し、建築材料は近くの村の材木店で間に合った。このように9月下旬には事態が落ち着きだしている。

このような中で、神奈川県下では9月中頃から各地に「自町内の復興」を目的に掲げた「復興促進会」が生まれた。早かったのは9月14日「鎌倉町復興調査委員会」で、翌15日に横浜復興会が動き出した。

県がまとめた資料[1)]では、9月段階の神奈川県下の復興会の設立と事業の大要が紹介されている（表1）。

表1　神奈川県下の復興会の設立と活動の大要（9月段階）

設立	名称	活動目的や主な活動状況
9/14	鎌倉町復興調査委員会	復興に努力する
9/15	横浜復興会	横浜市の復興に関し必要なる施設事項を調査研究し実行を期す
9/19	横浜貿易振興会	三組合の実業家共同で復興会を組織し、清水港に支部を置き、生糸貿易の復興を図る
9/20	真鶴村復興会	漁業権5箇年50万円を賃貸し、25万円土地整理費、公共建築10万円、水道敷設10万円、共同住宅費5万円に充当する

9/25	三崎復興会	10 月 3 日決議では三崎港改築、産業復活、経済復興をはかり狭隘なる道路を改善する
9/27	茅ヶ崎震災善後会	道路計画の確定、食料建築材料の供給、復興財源、農業倉庫住宅組合の設置と低利資金融通、教護事務所設置、教育機関完備、衛生施設、勧業奨励
10/1	横須賀復興会	総務・計画を設ける。計画部では市財政と事業、都市計画と港湾埋め立て、運輸交通通信、商工業、金融等の調査実行をなす
10/1	箱根復興会	箱根山国道の改築に努める
10/6	藤沢町善後会	震災の復興を進め町の恢復を図る
9/27	茅ヶ崎震災前後会	道路計画の確定、食料建築材料の供給、復興財源、農業倉庫住宅組合の設置と低利資金融通、教護事務所設置、教育機関完備、衛生施設、勧業奨励
9 月下旬	秦野町復興会	震災復興の施設計画をなす
9/20	真鶴村復興会	漁業権 5 箇年 50 万円を賃貸し、25 万円土地整理費、公共建築 10 万円、水道敷設 10 万円、共同住宅費 5 万円に充当する

12 月 28 日の県報告によれば、震災から三ヶ月後の 11 月末日の県下の復興団体は市部 14 郡部 27 に達している。市部の組織は「概ね罹災市街地の家屋建築、商工業の復活を主眼とし、上水、下水、電灯の復旧、従前居住民の復帰勧誘、労働周旋等に向かって」当局と連絡している（表 2）。

表 2　11 月末段階の市部の復興会の状況

伊勢佐木町復興会	住宅建設、上下水道、電燈、商工業復活を目的に毎日 1 回会合
福富町復興会	同上
梅ヶ枝町復興会	前居住者を呼び戻し、住宅建設を目的に隔日に 1 回会合をしている
関外二業芸妓組合復興会	地方に避難した組合員の復帰勧誘、営業の復活、借地交渉等活動中
実業会（神奈川町）	商業復活に尽力している
横浜復興会	市の各種復興
蚕糸貿易振興会	横浜港蚕糸貿易の振興
横浜市絹業振興会	横浜港絹業事業の振興
元町再興団	元町における商工業の再興
山下町復興会	山下町の復興
常盤町復興団	町内の振興、バラック居住者の便宜を図る
千代崎青年振興会	町内諸設備の復旧
（中村町）女子復興会	35 名の会員で編み物を主として女子内職の復興

同時期の郡部の団体は、罹災建築物の復旧を目的に、町村理事者と一致して復興対策の進言や、道路の復旧、教育施設復活、衛生設備復帰、窮民救済、電燈、水道、水利の復活、各種産業の復活、建築材料の廉売等に努力しており、町村当局者・名誉職・有力者が事務にあたっているとのことである。主要な復興会の活動は以下のとおり（表 3）。

表 3　11 月末段階の郡部の復興会の状況

（浦賀町）復興後援同志会	町理事者に復旧対策を建議
葉山復興協議会	村役場と小学校の復旧
三崎復興会	港湾浚渫、三崎町築港の期成
戸塚町復興会	役場、小学校、隔離病舎、道路復旧
鎌倉町復興調査委員会	教育、財政、財政、経済補償に向けて復旧のため政府より低利資金借入、地積整理
横須賀復興会	総務・計画を設ける。計画部では市財政と事業、都市計画と港湾埋め立て、運輸交通通信、商工業、金融等の調査実行をなす
藤沢町善後会	道路の改善、建築材料生活必需品の安価購入
茅ヶ崎震災善後会	道路、教育、衛生、窮民、生産品の販売、建築材料の購入、資金の調達
（茅ヶ崎町）復興同盟会	生活品（主として甘藷）の売りさばきに活動
綾瀬臨時復興部	道路、教育、衛生、窮民、生産品販売、建築材料の購入、資金の調達等
有馬復興委員会	同上
（大磯町）復興委員会	7 名の委員で災害地の建設に活動
秦野町臨時救済委員会	道路、建築、電話、電燈、水道の復旧
小田原町復興会	各種事業の復興に活動
真鶴村復興会	漁業権を担保に勧業銀行から借入て村落の復興に活動
湯本復興会	震災で破壊された各種設備の復興
温泉村復興会	同上

宮城野復興会	同上
仙石原復興会	同上
温泉村復興会	同上
箱根復興会	（湯本村他５村）箱根全山の道路及び温泉の復旧
厚木町復興事業会	薪炭及び木材の廉売
金田村復興会	蚕繭収穫により家屋の復旧を図るべく活動中
大山復興会	住居、道路、河川の復旧
川崎町復興委員会	住居、道路、河川の復旧
（保土ヶ谷町）振興会	生活必需品の廉売

12 月末報告は各々の復興会の状況を補足している。

・横須賀市復興会の活動は他と違って成績があがっている。復興会に加え海軍鎮守府と海軍工廠が援助して市街地に店舗や住宅を建て 11 月末には永久的家屋 267 棟、バラック 1086 棟に達している。認可を得て市債 300 万円を不動産銀行から借り入れし、住宅店舗建設のための貸付をしようとしている。案外復興が早まるかもしれない。

・浦賀町は政治的紛争があって遅れているが、浦賀船渠（株）浦賀工場が復活中のきざしがある。全町の火災が甚大なので復旧は容易ではない。

・三崎町は火災がなかったので大部分復旧した。

・鎌倉町では復興会会員が道路の拡張をして将来の発展を図る動きがある。家屋の建築状況は 11 月末で 1490 棟、バラック 1295 棟にして暫時復興中、付近の部落と連絡をとって名所や古刹の保勝活動をしているが容易ではない。

・小田原復興会では、小住宅店舗の建築材料の供給斡旋を最初に手がけたので建築物の復旧は他市町村に比して著しく進捗している。次第に災害前の殷賑気分にかえりつつある。周辺の村落でも倒壊家屋は修繕して復旧、焼失したものは低利資金を借り受けて復旧をしようとしているが、箱根一帯は来遊者が減って寂莫とした感じがある。

・東海道沿線及び厚木・伊勢原等では復興会は名実が伴わないで資金が欠乏し、復旧が遅れている。

・大磯町では罹災家屋の建築はわずかで新築は希である。平塚町・茅ヶ崎町・藤沢町・戸塚町等も大同小異、厚木町方面は復興会や罹災民の農産品販路が途絶したためその対策に忙しく店舗や住宅の復旧は後回しになっている。農村はいずれもその傾向がある。

・被害が軽微な鶴見、川崎町方面では、被害建築物の復活はなり、京浜罹災民の新転入者あり住宅が払底し、新築家屋の増加をみるにいたり、商業など震災前以上に活況を呈している。各工場は復活の気分旺盛で家屋の復旧も県内でもっとも進んでいる。公共施設や道路通信は県内でおよそ 3.4 割が復活したところで今後の復旧は容易ではない。

別途、県下では、国道 1 号線（保土ヶ谷町～小田原町　幅員 9～12 間）、国道 31 号線（横須賀市、9～15 間）、県道横須賀三崎線（9～10 間）、県道拡張工事 24 路線 4～10 間等道路の拡幅も進められた。

このように県資料[1)]によれば各地で地元行政と地元の有志が中心となった復興組織が生まれて震災後の食糧や生活品確保、建築資材供給、場合によっては復興計画策定などに奮闘している様子がうかがえる。

（２）横浜復興会の取り組み状況

①　概況[2)]

震火災の余燼が残る大正 12（1923）年 9 月 5 日横浜の蚕糸業界の世話役小島周が蚕糸貿易商同業組合渡辺文七と協議し、7 日に横浜公園内の社交倶楽部焼け跡にて業者大会を開催、貿易復興の決議を行った。9 月 10 日に「生糸貿易復興会」を組織し、会長原富太郎（生糸貿易で財をなした大実業家、横浜興信銀行頭取）のもと政府との交渉、バラック市場の建設等の活動を始めた。焼け残った新港埠頭の保税倉庫を借り、本町一丁目に仮事務所を建設し、17 日には生糸売買市場を設けて取引を開始した。

9 月 15 日に「横浜復興会」が発足した。一日も早い貿易の振興を掲げ、会長に原富太郎、以下市内有力者が結集し、総務と計画部のもとに 9 部をおいて活動を開始した。

県や市では建築材料の販売を行い、市中の業者も建築用材販売に努めた結果、罹災者は漸次次第に掘っ建て小屋や収容バラックから移り小店舗を建設している。移転した罹災民も再び帰横して商舗を再開し、また旧職業に従事し、道路の両側に沿って市内各町とも小店舗が櫛比を見るように至れりといえども、建築家屋は矮小なるものである。

10 月中旬では食料の確保に並んで建築材料確保のため農商務省や鶴見の木工会社と交渉中、自由港の検討中、道路や電車の新設など考究中などの活動報告が示されている（表 4）。

表 4　横浜復興会の各部の活動状況

（10 月 20 日の県から内務省への震災状況に関する報告）

1.生業部	・建築材料供給を潤沢ならしむべく農商務省及び鶴見町木工会社他に交渉中、 ・漬け物小麦粉その他食料品の販売に関し実業連合組合に交渉中
2.都市計画部	・目下専門技術者の意見を聴取しているのみで具体的計画なし
3.金融部	・金庫の準備及び銀行営業資金の調達等に関して考究中
4 港湾部	・横浜港を自由港になす可否の検討、自由港にしたるのちの港湾、経費の維持等に関して考究中
5.工業部	・電力料の低減、工業地帯の架橋と船艀の航行関係等に付き調査中
6.貿易部	・生糸絹物組合の輸出貿易に関しては微弱ながら行いつつあるも、海産物、麻真田、綿布、石炭、薬品、雑貨、陶磁器、漆器、加工染色業者の貿易はほとんどめどが立たない、よって近日にこれら組合長を招集して具体的な協議をしようと計画中
7.運輸交通通信部	・港内の掃海、海陸連絡艀船の現状調査、道路の新設、及び電車の敷設京浜間高速度電車等に関し調査考究中
8.市財政部	・震災前における市税の状態及び災害後の財政の欠損補充問題等に関し調査中
9.市事業部	・小学校の建設、学用品の充実、未修理橋梁の調査、山下町の地面整理等に関し考究中

その他、横浜貿易復興会では、神戸に避難中の横浜外国人に打電して帰浜をうながしたところ、早くも帰浜して復興会に事務所を開始する者あるにいたり、爾来引き続き外国貿易商人の帰浜 20 有余に達したが、その他多くはまだ帰浜いたらず外人貿易商は戻らないと悲観する者がある。

11 月の県への報告をみると委員会や各部の会議が曜日を定めて開催されている（表 5）。

表 5　11 月 7 日の横浜復興会の活動状況報告

10/17 常務委員会	1 横浜高等学校拡張、2 県立工業高校及び商工実収学校の拡張、3 税関上屋にある救護物資の引き取り、4.港湾内通船設置、5.6.上海丸長崎丸の神戸との航行継続、7.生糸検査所拡張と倉庫建設を 1 箇年で、8 復興資金の融通（金融業向け）、9.手形交換内地為替業務の開始、10 港湾掃海などを関係各方面に建議
10/20 運輸通信部会	1.20 日期限の上海丸長崎丸の神戸との航行を 2 週間延期、2.汐留駅より品川を経て相武鉄道に連絡する意見書、3.電信、電話の増設
10/23 事業部会	1.万治病院その他に収用している患者を収容する建物の建設、2.下水排水等の土木工事の完全を期す、3.吉田町、磯子、滝頭方面の水道共用栓、百間間隔で設置、4.運輸交通、瓦斯復旧を急ぐ、5 当市計画の決定
10/24 港湾部会	横浜港内の掃海の考究と実行を建議
10/25 復興会	1.汐留駅より本所深川を経て総武鉄道に連絡する鉄道の新設を上申、2.瓦斯供給復活を横浜市に上申、3.消防設備の完全を図ることを知事に上申、4. 電信、電話の増設を逓信大臣に上申
10/25 貿易部会の決議	1 沈下した山下方面に焼け石瓦を以て地搗きをなすこと、2.県庁跡に外人ホテル建設、3.保険金支払いの促進
10/27 運輸交通部会	電車間隔の短縮、道路破損箇所の焼け土で改修
10/26 常務委員会	緊急施設として生糸検査所、倉庫、引き込み線等の設置
10/27 財政部会	市財政の欠損状況、応急予算等を調査

12 月段階の横浜市からの県への報告でみると以下のとおりで、初期対応は一段落している。

・横浜復興会は、市長以下市会議員、有力実業家等 226 名、復興に向けて鋭意活動中である。都市計画が確定せず、復興資金の融通は意のごとくならないなどの関係から問題解決や事業は遅々として進捗しない。

道路下水のごときはほとんど復旧を始めないし、通信も公衆電話 200 余口や市内電話若干の開始がみたが前途は遼遠である。工兵隊の援助と市の努力によって 11 月 1 日より神奈川馬車道間も電車が開通したが、車両不足や故障続出で遺憾な点がある。

・11 月末日における家屋及びバラックのみにて 1 万 5,466 棟の多数になったといえど、沿道以外はまだ灰燼の後かたづけも完了しない。植民地における新開市街地みたいであるが復興の気運は随所にでている。港湾では大破した西波止場は仮修理をして 11 月 22 日より車馬の往来や係船ができるようになり復活したが、大崩壊した新港岸壁は応急修理で 4 号岸壁を復活して係船できるようにしたが、震災前に 2,859 艘の大小艀が火災で 984 隻失ったので船舶不足である。業者は政府より低利資金を借り受けて応急艀船の建造をしようと目下協議を重ねつつあるが実現は容易ではない。11 月末までに新造した艀は 2 隻である。沖仲仕は前に 4 千人いたが震災と同時に神戸や芝浦に移り残留する者 45 百人を養成中であるが、震災前に復活するのは前途遼遠である。船舶荷役に使う器具もことごとく焼失し内地で調達可能なものは復旧したが、海外に需給をあおぐものは資金も詰まっており困難になっている。ただし仮設関税倉庫２，３棟の新築あり係船場の修復もあり官営事業は復活の機運がある。ただ山下町のように被害甚大な地にありては、瓦礫が今なお街頭に散乱し凄惨な気分が去らない。

② 横浜市復興会と都市復興への取り組み [3)]

横浜市復興会では、帝都復興計画に強く働きかけている。横浜市では震災の 4 年前大正 8（1919）年市区改正局が設置され都市改造に着手した。大正 9（1920）年都市計画局長坂田貞明は「大横浜」建設を目指す都市計画の骨子を策定し、大正 10（1921）年区域決定、大正 12（1923）年地域指定を行ったが、財源難で進行していなかった。なお米騒動の後、市営住宅や社会館など社会行政が始まっている。

震災後、11 日に横浜市会が仮市役所となった中央職業安定所の屋上で開催され、52 人中 39 人の議員が集まり、渡辺市長は善後措置について一任を取り付けた。

東京では 9 月 12 日の詔書により帝都復興への取り組みが始まるが、横浜市では 14 日に第２回復興市会を開催し、横浜市を帝都復興に組み入れ、横浜港を速やかに修築し蚕糸貿易取引所の速やかな再開をのぞむ意見書が作成された。9 月 15 日には市長が後藤内相に陳情、横浜が帝都復興に包含されることになった。

9月19日には市仮庁舎での復興に関する協議会で、全市あげて復興に協力する「横浜市復興会」が創立され、会長には横浜財界の大御所、原富太郎が就任した。9 月 30 日には設立総会が開かれ、趣意書や復興会規程が定まった。この会は地元有力者の意見を代表し復興を推進していく。

震災で都市計画関係資料が焼失、警察部保安課職員が持ち出してきた 1 枚の地図しかないという状況であった。9 月 6 日には坂田都市計画局長が病死した。横浜市は後藤内相に相談して後任に 9 月下旬に都市計画局長に内務省技師牧彦七を招請した。牧は 9 月下旬に横浜市に着任した。

地図や資料がまったくない状況のところに飛び込んだ牧は、技師２人とともに市の内外を視察し県や東京都から資料を集めた。10 月 10 日前後に陸軍測地測量部の迅速地図が届き計画作成を始めた。復興院からの催促、横浜復興会との対応などあり、11 月 11 日に復興計画案を提出した。目安として東京市の 1/3 の 5 億 1 千万円程度での案であった。牧は 11 月 20 日ころに内務省に引き上げ、のち大正 13 年 12 月東京市土木局長になり愛宕山隧道などを手がけた。

牧の復興計画案は関内と横浜駅の中間、今の伊勢町あたりに中央公園を囲んで官公庁と会社銀行が並ぶ新都心を形成し、そこから各地区の公園や駅に幅員 50～60mの「逍遙道路」を結ぶというものであった。中央停車場の移動を含む鉄道網の大幅改編も含まれていた。この牧の計画案は、復興会では 10 月 17 日第四回計画部会に提起され、11 月 17 日に部会で一応

了承されたが、その後も特別委員会・部会での検討は続き「牧案」に対抗する「復興会案」がつくられた。市有力者は、旧市街地の都市改造を構想しており、牧が提唱する新しい北側の都心形成への拒否反応は強く、特に桜木町駅廃止は問題にされた。12 月 4 日の復興会都市計画部会では新横浜駅を神奈川よりに移動することになり、12 月 26 日それに即した道路計画案をつくり復興会常務委員会に回付し 1 月 19 日に「復興会案」が決定した。

2 月 5 日特別都市計画委員会第 1 回総会が開かれ、議題 4 に横浜の都市計画が取り上げられ、2 月 8 日の特別委員会で審議が行われた。特に争点となったのは道路計画の前提である鉄道省の鉄道計画であり、牧の計画案とほぼ同一であれば桜木町～保土ヶ谷の迂回はなく、桜木町駅は復旧せず鉄道の中心駅は平沼町付近の新横浜駅になるはずであった。この案には横浜側委員から猛反発が起き、結局 2 月 12 日に鉄道省、横浜市、復興院と協議が行われ桜木町は終点駅として存続がきまり、新しい横浜駅を中心の道路網になった。東京の復興計画と異なって、横浜市では復興計画案の修正を復興会という地元組織が主導した。

（3）横須賀市の復興～住宅再建と都市計画の展開 [4)]

震災前の横須賀市は、戸数 2 万、人口 10 万人を超えていたが、市内唯一の道路は 3～5 間で、支線は荷馬車のすれ違いに困難な道路であった。港湾も軍港以外は小さな船着き場がある程度であった。震災によって市内各地で建物倒壊、崖崩れが多発、8 箇所から火災が発生、12 万坪が焼失した。

震災直後の食料、救護材や避難民輸送に活躍したのは海軍である。水不足に対しては海軍カッターや伝馬船で走水から水を運んだ。水道が復旧したのは 9 月 28 日からである。一戸一灯の電燈が点ったのは 2 週間後であった。

大震災に先立つ数ヶ月前から市長・助役が欠員で事務は神奈川県事務官林茂がつとめていた。罹災者用の仮住宅には田戸や大滝町の埋め立て地などに 49 棟 294 戸のバラックを建設した。さらに陸軍重砲兵連隊の空兵舎や倉庫を借り仮住宅や小学校教室に転用した。鉄道は 9 月 10 日に鎌倉以遠、12 日に田浦以北が開通したが、田浦～横須賀間は陸軍の手を借りて 10 月 25 日に開通した。

市長不在の中、二派に分かれ争っていた市会の三上文太郎、大井鉄丸は、震災の直後、前市長奥宮衛を会長にして「横須賀復興会」を組織した。顧問には鎮守府司令長官野間口大将、工廠藤原中将、代議士小泉文次郎等を配した。復興会では、道路や学校等の施設の応急復旧と将来の都市計画を目指した復興事業の 2 面に取り組むことになった。

復興会の発足はまだ電力が復旧しない 10 月 8 日である。総務部と計画部をおいて、計画部には 1.市の財政及び事業、2.都市計画及び港湾、埋め立て、3.運輸交通及び通信、4.商工業、5.金融の委員部をおき、担当の役員を定めた。

横須賀市では大正 8 年春の都市計画法制定から都市計画に関する調査をはじめていたが、震災後この腹案が役立った。復興会の委員会は協議を重ね、都市計画法の指定を前提に、都市計画区域及び港湾埋め立て、道路について具体案を提起し、大正 12 年 10 月 11 日に請願した。10 月 25 日の復興会総会では道路計画が大紛糾しながらも定まった。これによって昭和 2 年 12 月 4 日に都市計画法の指定を受け都市計画事業の補助をもとに復興が進められることになった。崩壊した土砂の片づけは年内いっぱいかかったが、下町地区の土砂は小川町の埋立に、浦賀愛宕山崩壊の土砂は海側の新道造成に使われた。

復興会と市当局は一般市民に対し従来所有地での新築はもちろん仮建築も許さないことにして市区改正予定地にはなわばりをした。このため商人から不満の声があがり 2 ヶ月が経過した。ここにいたって 12 月 13 日市内有力者 6 氏と新聞記者が会合して 12 月 27 日午後 1 時から神社境内にて市民大会を開催した。千人余があつまる結果になり、市民生活安定、仮建築を認める、国道幅員の縮小、電車を旧海岸に通す、住

宅建設資金を急ぐなど市に申し入れた。

家屋新築資金に多くの市民が窮したため、復興会は住宅低利資金 300 万円の借入を計画し、1 棟 70 坪坪 150 円を限度に貸し付ける案をつくった。市債なら認可するという回答を得て最終的には東京不動産銀行から貸し付けの内諾をえた。当初は救世主のごとき歓声を得た。住宅貸付資金は大正 13 年 7 月までに実行したがその後滞納者が続出した。ついに大正 15 年 9 月より督促事務吏員を設けて滞納の催促にあたった。その他、小学校、市役所の移転新築、警察署新築移転、公衆食堂建設、市立病院・郵便局・公益質屋・市営小住宅の貸し出し、4 住宅組合の支援、火葬場竣工など行った。

このような復興を経て横須賀は一変した。市内を縦断する 31 号国道は駅前からコンクリートで舗装し、歩道にはプラタナスの街路樹があり近代都市の風貌になっている。停車場から旭町十字路に至る幅員 15 間の道路は中央に 9 間の車道をとり両側に 3 間ずつの歩道で、震災後は横浜興信銀行、不動貯蓄銀行の支店が堂々たる建築をして、飯田屋、大倉組等の広壮建築が街の美観を添え、港町には帝国生命支店が一段と光彩を光らせている。

紆余曲折しながらも市と市内有力者の連携で近代都市を目指した努力がなされたといえよう。

（4）鎌倉の復興～住まいの再建と文化の復旧復興 [5)]

鎌倉町では町役場が倒壊し迅速な応急活動開始を妨げた。9 月 7 日に町会議員協議会を開催、翌日より毎日 5 名が詰めることになった。14 日になって町議会を招集、議員 7 名、町公民 8 名による「臨時災害復興調査委員会」を設置し、この委員と 27 日に追加された顧問 5 名が鎌倉の復旧復興に関する調査と町の諮問機関の役割を果たすことになった。

9 月 16 日、町長は、県に災害復興のための政府援助申請書を提出した。その中では、役場学校民家への低利資金、銀行預金保証、火災保険支払保証、暴利取締、師範移転反対、神社等復旧など幅広く訴えている。

10 月 4 日に工兵隊により仮庁舎が建設され、執務を開始した。罹災者の救援救護に尽くしていた早川町長は病気が重くなり、12 月 4 日町会で辞職した。翌年 1 月 12 日清川来吉が町長になり、3 月 29 日救護事務が完了した。

大正 14 年秋警察署が新築移転するとその後を役場仮庁舎にして、本庁舎建設に着手、大正 15 年 4 月木骨コンクリート 2 階建の町庁舎が竣工した。

鎌倉では町と市民が一丸になって直後から住まいの復興に取り組んだ。9 月 4 日に町役場に小屋掛係を置きバラック急造にあたることになり、八幡宮、師範、小学校、大仏境内、光明寺等に建設場所を確保した。9 月 8 日に工兵隊が到着、県費・国費で小学校校庭にバラック建設に着手、20 日に 2 棟が建設され、25 日 8 世帯、27 日には 17 世帯を収容した。30 日には八幡宮境内に 2 棟、10 月 2 日には県費で大仏谷戸 2 棟、光明寺 2 棟が完成、希望者が殺到した。10 月 23 日には小学校校庭にバラック 4 棟が建設された。学校校庭の国費バラックは大正 13 年 3 月末に閉鎖された。

一方、住宅の応急修理等のために建築材料の確保が急務になった。町内に多少在庫があったが、特殊の取引先や町の営造物復旧に徴発された。町では、10 月 6 日に横須賀鎮守府に町会議員 2 名を派遣し、建築材料輸送の便宜を交渉、10 月 7 日に軍艦で 3 名を大阪に派遣し、10 日に大阪に到着、途中で清水港により救恤品輸送を手配した。大阪市や市内商店を駆け回ったが資材確保は難航した。現金取引でなければ不可だったため、町に送金依頼を打電し、15 日に 1 万円が到着した。この時期、売り惜しみや価格高騰があったが、これを手付けに角材 8,160 本始め 4 万 6 千 5 百円の材料を購入し 10 月 14,15 日に軍艦に積み込み、17 日横須賀軍港に到着した。鉄道不通のため、横須賀から田浦に船便で揚陸し、貨車で鎌倉に輸送した。

一方、役場では建築材料を公平に分けるため 10 月 21 日に各区長に所要量の調査を依頼した。一戸あたり角材 13 本、板 10 坪など基準を決めたが、各区からの要求は大幅に上回った。申請者にはあらかじめ代

金を納入させその領収書を証票にして駅近くの空き地においた資材を提供した。その他、鎌倉郡役所や三菱商事船舶登載品や個人が大阪や静岡から購入した建築材料が寄せられ、実費で売却した。

また、鎌倉町では文化財の被災も多発した。9 月 13 日には文部省中川技師が文化財を巡視、点検し国宝などは国の補助で修理することになった。長谷の大仏は大正 13 年 12 月より修理が始まり大正 14 年 5 月竣工、復座した。建長寺昭堂・円覚寺舎利殿なども大正 14 年 10 月には修理完了している。仏像については、中川技師を中心に奈良から派遣された仏師らの手で 11 月から修理が始まった。修造場は当初八幡宮境内のバラックであったが、大正 14 年 4 月宝戒寺に移り昭和 3 年 3 月までに完了した。

震災後に計画・建設されたものに「鎌倉国宝館」がある。社寺の復旧などにあわせて国宝などの保全と集中展示などを行うもので、大正 13 年 6 月に「鎌倉同人会」（大正 4 年鎌倉の政財界人たちで設立の社団法人、駅舎改築、郵便局開設、松並木保全など取り組んだ）や諸寺の協議で立案され、14 年 8 月文部大臣に補助を請願した。鶴岡八幡宮境内に昭和 3 年 3 月竣工した。国補助の他、県・町の資金、町民寄付、皇室恩賜金などを得て完成した。

その他、道路の新設もなされた。大正 13～15 年に復旧工事を行ったが、新道も開設した。海水浴場改修に伴って稲瀬川尻の道路（幅員 5 間）、従来から計画があった大町乱橋材木座間新道（幅員 3～4 間）、震災後に住宅が増えた極楽寺音無川沿新道（幅員 3 間）などである。その他の復旧復興として、上水道復旧工事、下水道修繕、河川浚渫、海浜改修（防波堤付の幅員 9 m道路）、橋（稲瀬川橋・美奈能勢河橋）がある。

震災前の大正 11 年 11 月から大船駅東側に「新鎌倉住宅地」（10 万坪）が売り出されていた。震災後、従来以上に宅地造成の動きが周辺で強まった。昭和 4 年には鎌倉由比ヶ浜土地合資会社が坂ノ下の 2 万 3 千坪を埋め立た。昭和 5 年 7 月には日本自動車（株）が大船～片瀬の自動車専用道路を開設、鎌倉山では第 1 回分譲が始まった。7 月には鎌倉山譲区画が抽選され建設入居が始まった。鎌倉では大正 13 年度に戸数が増加し、町財政は大きく増収になった。

鎌倉町では甚大な被害の中、官民の有力者が住まい再建、道路計画、文化財保護などの復興に一丸となって尽力したことがうかがえる。

（5）土肥村（湯河原町）有志による「村ノ新聞」[6)]

大正 15 年に湯河原町になる土肥村（人口 4,615 人）は震災で死者 37 人があったが、火災や津波はなく被害は軽微であった。震災の翌日、余震が続く中で村では青壮年の有志が、村の治安維持と秩序の回復を目的に日刊紙「村ノ新聞」を発行した。発行元は村役場であるが企画編集等は梅村蘆村を中心とする有志で、ガリ版にて半紙に印刷した。9 月 3 日に第一号が発行され 10 月 9 日までの 35 日間に 30 号が発行されている。内容は①治安維持と秩序回復の論説、②政府や自治体の広報、③地元及び周辺の情報、④一般の情報からなっている。解題をみると、発行にあたった青壮年はいわゆる大正デモクラシーの影響を受けた改革派有志で、長老とは対立しながらも郷土の復興を進めた。

3 日発行の第一号では「本村内における糧食問題」が取り上げられ、物資供給地が全滅したので、村として商人の勝手売買を制限し、物資配給委員長下の徴発委員が物資の徴発に取りかかったことを報じている。配給委員の伝票により配給する仕組みをつくるので申し出ること、また糧食隊を十国峠越えて伊豆に買い出しに派遣したと記す。

4 日発行の記事では、買入委員の室伏氏が帰着し、玄米一千俵が両三日に届くとのこと、村の食糧は鉄道関係者や当事者も含め 5 千人に対し一カ月分はあり、精米麦機も据え付け中で、5 日夕刻には配給を開始すると報じている。非常災害救済委員会が発足しているようで、臨時救護班長や糧食本部委員が 2 日付けで任命されている。

8 日夜から警察の検問が始まり軍の派遣隊や救護班が到着、沼津で 7 日に調達した食糧が到着した。

15 日の記事では、これまで 9 月 1 日に当局者と有志で「臨時災害救済部」を設置、保安、糧食・土木・救護の各部を設け応急対策及び善後策を講じてきたが、一段落したので「永久的に罹災民の救済及び体勢の発展を研究、施策する目的」を以て、総務部の元に糧食部、土木部、警備部、用材部、救済部、救護班、新聞部を設け、委員（名誉職）を任命している。糧食部のもとで 5 部落の役員が配給事務を執行する。普通一般行政事務は役場吏員が行うとしている。

9 月 21 日の新聞では、これまでの配給を止め商店から販売する記事がでる。購入してきた物品を、村から委任された購買員が公定相場のもとで格安で売る。この日に調査部が設置され資料収集が始まっている。9 月 23 日の号では、編集者が曰く「幸いに我が土肥村は、先覚者は勿論、智者、学者、事務家、富者、健者等互いに合い寄り合い扶け、無制限に隔意なく全能力を発揮し、今や治安は回復し糧食は充実し、既に早くも各々生業に従事しうるほどに迄到達した。・・私は此処に敢然として此処に「相互扶助」をば新たに建設すべき土肥村組み立ての骨子とせんことを提唱する」という復興方針を提起する論説を出している。

9 月 25 日の第 21 号の論説では、非常災害救済部を廃止し、「災害復興委員会」の設置を提唱する。9 月 27 日の第 23 号では「生産品販売組合」の設立を呼びかける。10 月 1 日の第 26 号では「臨時災害救済部」の閉鎖が告げられ「復興委員会」への移行が発表される。復興委員会は、村長を委員長に、助役を幹事にして村会議員と一般公民より 10 名の委員を選定して、本村復興計画を樹立することになった。ここで「村ノ新聞」発行有志も役場の組織に組み込まれた。

このように土肥村では役場の対応に並行して、住民有志発行の手作り新聞が村の秩序を回復している。1 カ月間 30 号の発行であったが、後半には投書や文芸作品も寄せられ災害公報だけでなく、住民の安寧確保に役立っている。

（６）その他の神奈川県下の復興状況

① 小田原町の復興～産業振興と道路拡幅 [7)]

火災と津波で甚大な被害をうけた小田原町では、大正 12 年 10 月 24 日小田原町復興会が設置され委員 40 名で調査計画にあたり、12 月段階では大体そのとおりとある。

道路の応急工事は行ったが復旧工事をした道路はほとんどない。目下その実行を計画中である。町村道は従来の幅員が狭隘で町の発展に伴っていなかったが、震災を契機に主要路線 43 線を拡張し将来の町の発展に遺憾がないように計画している。商工業は交通機関が不備で物資供給が遅れて価格の騰貴があったが、近ごろ物価は下がったのに商況不振になっている。漁業について海水汚濁のためや余震のため減退し、また交通機関が途絶したため搬出ができず逆境にあるが、近年に戻りつつある。

市史史料編 [7)] の地図をみると震災後、駅前から幸町にいたる大通りができ、焼失した幸町一丁目で道路の付け替えがされ、城下町特有の枡形が万年町や緑で削られ曲線になった、唐人町や幸町での街区の道路整備、唐人町から東への路面電車がなくなり駅前通りに付け替えられたことや伊豆方面への軽便鉄道がなくなるなど変化がみられる。

小田原の唐人町で材木商をしていた高田掬泉は関東大震災後の復旧復興を以下のように記している [7)]。

「9 月 10 日頃からころは近所との共同バラックから自地にバラックを建て始めた。震災後は長いこと電燈が引けず寒い季節がやってきた。父は組合の役員として清水に復興木材の調達にでかけた。「救援」と書いたタスキをかけて松田、山北をぬけて沼津まで徒歩でいった。年を超えると本格的家屋が次第に焦土を埋めていき、我が家も大正 13 年初夏に新築できた。そのうち道路の整備が始まってどこの道路も拡幅された。私の家の前の国道もいままでの２倍の 16m幅になって面目を一新した。父はこの道路に安値で地所を買い取られたと愚痴をこぼした。ところがそのうちこの道路に大規模なコンクリート舗装工事が施され、道

路だけは都会並みの姿になった。この道路が小田原で初めて見る第一号の舗装道路であった。」

② 箱根町の復興～道路の復旧と観光の再生 [8)]

甚大な被害を受けた箱根の旅館ホテル業界には、交通途絶が大問題になった。災害の復旧は道路復旧から始まり宮ノ下～箱根町は比較的短期間で応急修理を終えた。湯本～宮ノ下の被害は甚大で、7町村長及び有志は9月20日に県庁を訪れ安河内知事に面会、救済を依頼した。しかし県の対応は冷たくただちに実施できない、「温泉さえあればいずれ復興できる」という冷たいもので、やむをえず土木局長高田保氏に今後を託し、東京の参謀本部に回って工兵隊出動を依頼した。自力更正をやむなくなった箱根の町村では有志が「箱根復興会」を結成し、町村より復興資金を公募し、ただちに湯本-宮ノ下間の道路復旧にかかり、大正13年6月1日に一応完成し、宮ノ下に小型自動車が入った。しかし道幅9尺の仮道路であったため雨天では崩壊し通行不能になった。この間、湯本～宮ノ下間は被害が軽微であったため数ヶ月で復旧し登山電車が稼働していた。大正14年7月道路復旧はようやく完成した。この後、大正15年4月には「箱根振興会」を設立、昭和初期の観光箱根の振興を展開していった。震災経験が以後の活性化に資している。

３．千葉県下の復興

（１）千葉県下の復興概況 [9)]

9月29日に「安房郡復興会」の発足があったが、県では10月3日県公会堂に県内の有力者を知事が招集して意見交換を行い、県選出議員・県会議員・県内有志をもって「千葉県震災復興会」を設立した。義捐金募集、震災復興計画に関する件（教育復興、産業復興資金、住宅復興資金、東京との交通連絡確保）等を協議し、震災復興にあたって政府からの貸付や、県から市町村や関係組合に無利子融資することを決議し、そのための実行委員会も選定した。

教育復興資金として内務省文部省に無利子希望で144万円余の資金供給を仰ぎ、産業資金は精査して256万円余を農商務省に、住宅建築資金350万円については内務省社会局に申請した。産業資金のうち組合別に、漁業組合30万円（漁獲共同販売、被漁船等復旧、魚価支払等）を筆頭に畜産組合の飼料共同購入3万円、耕地整理組合の復旧資金26万円余、同業組合の営業復興資金42万余円などである。河川工事負担の繰り延べ、災害復旧土木費の40%を1/2以上にする、総武線の延長、国道の改修なども要請した。

各地の震災復興会の活動状況は以下のとおり。

・安房郡震災復興会（後述）

・君津郡震災復興会（9月25日）発足を決定、小学校復旧、河川復旧、震災地租税減免、他

・市原郡震災復興会も県復興会にならってできた。

・10月12日からの県議会で罹災救助基金の他に、「千葉県震災復興資金」の設立がみとめられ、「特別会計設置並管理規則」が承認された。これは県から前述の団体等に一定条件をもって資金を融通するものである。利息は小学校建設は無利子であるが、他は5%であった。

県会は10月18日にも内務大臣あての意見書を提出、また12月21日にも意見書を可決、提出した。

大正12年11月と大正13年4月20日現在の住宅の復旧状況が記載されている。前者の一例をあげると北条町では、私人バラック落成1,350戸6,480人居住、建築中250戸1,200人、生活必需品の商店のみは開業しているが物資需給は円滑でない、10の全工場が被害をうけ復旧は4工場にとどまるなど、この時期では被害から立ち直っていない。

建築物の復旧復興に尽力した様子がうかがえる。県内では安房、君津、市原、東葛飾郡の倒壊が多く、公共団体建設物用材として三里塚御料牧場より松丸太一万石が提供され、県内公共施設の復旧や仮小屋、修理などに使われた。

政府からの住宅建築資材費18万余円で復興木材を購入し町村に無償配給した。十分ではないので大蔵省預金部に請うて低利資金の融通を得て町村に転貸し町村営住宅を建設せしめることにした。大正12年10

月 10 日に申し込みをしたのに大蔵省からの借入が遅れて、実現したのが大正 14 年 2 月で、県下で 406 戸しか建設できなかった。

産業復旧について漁業・農業で資金貸し付け等が行われたが、商業についても商品共同収納所建築補助を行い、結果大正 13 年 3 月北条町・安房町に 2 棟ずつ、4 月舟形町那古町に 1 棟ずつ建設した。また県信用組合連合会を経て 11 万 5 千円の復興資金を 11 月 12 月の両日につき個別の産業組合に給貸させた。大正 12 年末の産業組合は 347 であった。

土木関係の復旧として、道路・橋梁 400 箇所、河川海岸 354 箇所、港湾 16 箇所の工事が必要になった。11 月 22 日に内務大臣に工費 223 万円余を申請、翌 13 年 3 月 17 日に 145 万円余と査定された。大正 13 年 10 月補助申請を行い翌月 150 万円が補助された。

大正 12 年の 10 月の臨時議会や 12 月通常議会で県予算を確保したが大部分の工事は大正 13 年からになった。特殊な工事や国庫補助の港湾工事は大正 14 年度に始まった。漁港、公立学校、神社の復興、社会事業団体（孤児院等）の復興もなされた。

11 月 10 日の「国民精神作興の詔書」をうけて、千葉県では大正 13 年 3 月詔書の趣旨徹底を行う「千葉県振興会」が設立された。基金募集を行ったが不況で集まらず、同年 8 月勤倹貯蓄運動と合体して進めた。

県としては国から如何に資金を引き出すか大きな課題であったようである。

（２）安房郡震災復興会 [10)]

房総半島の南半分の安房郡では、震災で館山町で 1,678 戸中全壊 1,455 戸・焼失 55 戸、北条町では 1,616 戸中全壊 1,502 戸・焼失 18 戸等甚大な被害が発生した。安房郡役所や警察署も倒壊し、県庁からも遠く、孤立を覚悟せざるを得なかった。3 日未明館山の県水産試験場係留の鏡丸が航行の危険を冒して千葉に出航し、玄米・食料と県職員・看護婦を乗せて 4 日夜に館山に戻った。応援の医師団が到着したのは 9 月 5 日である。当局は医薬、米・副食物の確保に並行して小屋掛け材料の調達と供与に全力をあげた。

3 日朝になると東京の被害が伝わってきた。ここにおいて外部からの応援が難しいと判断した郡長大橋高四郎は、4 日緊急町村長会議を開催した。郡長は「安房郡のことは安房郡で処理する」覚悟を固めた。まず被害調査を始め多くの困難の中 9 月 19 日に最初の調査結果が判明した。

青年団・在郷軍人会・消防組が活躍した。青年団の任務は、第一は死傷者の処理、医薬・衛生材料の確保、第二に交通の確保、路上の瓦礫を除去し亀裂や橋梁の補修を行った。第三に各種物資の陸揚げ配給や町村への伝令にあたった。東京からの避難民救護を行った青年団もあった。団員は自炊をしながら野宿同然で活動にあたった。

郡当局が苦闘している中、宗教家で千葉県育児園を経営している光田鹿太郎氏が来庁、大阪の知己に依頼すればトタンなどの確保はできそうだという話が出された。郡長は全責任を自分が負うので、即刻大阪に急行してもらうことを依頼、氏は館山港に停泊していた軍艦に頼んで乗艦し 9 月 11 日に館山湾を出航した。氏は大阪に着くと知人と大阪府庁を訪れ、さらに府市の関東大震災救護の委員会で講演し安房震災への救援を訴えた。その結果トタン 10 万枚、釘 300 樽、鋸 2 万本、針金 2 千貫、ローソク、マッチ、衛生材料が集まり、輸送汽船も提供された。海上では暴風雨に遭遇したが 9 月 28 日館山港に入港できた。これら物資は陸揚げと同時に直ちに配給された。光田氏は、第 2 回の関西派遣（トタン 5 万枚、大小釘 1200 樽、マッチ・ローソクを購入、兵庫県知事あっせんの船舶で 10 月 17 日に入港）、第 3 回（布団・毛布等の物資を確保）も行った。

9 月 21 日、郡長大橋高四郎は、恒久の復興を策するため有志 10 人を集め「安房郡震災復興会」の設立を呼びかけた。9 月 27 日には郡長が被害激甚地の町村長を招集し各町村の復興会から 1 名ずつ代表を選定することを定め、9 月 29 日発起人以下 34 人の出席をもって「安房郡復興会」を発足し役員・規約を定

めた。農業部・漁業部・商業部の３部会を設置した。最初の仕事は住宅用のトタン購入資金の確保であり、銀行から 15 万円を貸借することになった。事業として、共同用農具の無代修繕、農具購入資金の資金支援、焼失流出漁具の漁業組合に資金支援、住宅組合における建築資金の請求等 13 項目が提起された。

10 月 3 日「千葉県震災復興会」設置の通知があり、協議会に出席した。10 月 15 日「震災復興方針」について県内務部長と意見交換を行い、、公認の「安房郡震災復興会」を設置し、会の事務費を県が支出、事務所を郡役所内に置く、会は震災全般の事務を処理することの言明を得た。

10 月 23 日の復興会総会において、官有林払い下げ、共同販売所の設置、共同倉庫建築、児童用の机腰掛け製作などを協議決定し陳情委員を定めた。

12 月 20 日付けで千葉県知事から、大工職工賃金補給資金 1 万円、青森からの大工職工が到着する、さらに 50 名を募集中との連絡が入った。翌 21 日、復興会は地元の大工職工への補給を地元業者と協定し、翌年 4 月に実現した。

安房郡復興会が第一期震災復興救済事業として展開したのは、①共同倉庫建設　②農作業場建築　③漁船発着所改修、④稚蚕共同飼育場建設、⑤共同農具動力設備、他、促成栽培助成、共同搾乳所建築、商品共同販売所建築、水産物共同販売所建築、小住宅建設、大工職工供給賃金補給、小学校児童収容所資金貸し付け、小学校舎建築、安房公会堂の建築で多岐にわたる。第二期事業では税の減免に関する基本調査に着手したが、町村長会議より請願されたので中止した。

優れた郡長の下リーダーシップのもとで、地元民が能動的に進めた復興といえよう。

４．まとめにかえて
―伝統的「寄り合い」の再評価を望む―

ここまで震災後に取り組まれた神奈川県・千葉県下の「復興促進会」活動を紹介してきた。救護措置等の公助は不十分な状況下で、役場と地域有志が一体になり、被災後の食糧の調達や配給、建築資材の確保や仮住まいの提供、産業や仕事の回復、道路計画などを、県や政府に働きかけた。そこには時代のエネルギーと郷土愛に根づいたリーダーシップがあった。

なぜこのようなことが出来たのか、筆者は、当時の社会の伝統的な「寄り合い」文化を指摘したい。集落・地区・町村・業界（所謂「ムラ」）では、ものごとは構成員や関係者による「寄り合い」を行って地域の意思決定や行動規範の徹底がなされていた。そこでは往々にして多数決でなく全会一致が原則であった。震災復興にあたって「関係者」による「寄り合い」がもたれ、方針をまとめ、出来る人が率先して動き、復興促進会の活動になった、と考える。

ただし、この復興促進会活動をこのような「美談」とだけ評価するのは短絡的かもしれない。当時の地域の主体は大地主・実業家・役人等が中心であったが、小作人・労働者・小商人などは外側にいた。また、大正 14 年 5 月に「普通選挙法」（中選挙区制であった）が公布されるが、これに向け政争があった時期でもある。我が郷土復興を如何に有利に進め我が階層への利益誘導を図るかが重視されたはずである。また、世代間の抗争もあったろう。神奈川県下では明治 30（1897）年神奈川県尋常中学校（のち第一中学校）、明治 33（1900）年第二中（小田原）、明治 35（1902）年第三中（厚木）、明治 40（1907）年第四中（横須賀）が設立され、地元エリート育成が進んでいた。大正デモクラシーの風潮も浸透し、大正末には従来の指導者層と違う世代が地域を担う人材として登場しつつあった。このような背景をみると「復興促進会」の背景には功利的・利益誘導的な動機の可能性もある。

各地の復興促進会の背景に、震災前の伝統的な「ムラ」があったと考えると理解しやすい。現に東京市部では復興会活動は見られない(町会は震災後に展開する)。これらの点はさらなる研究が望まれる。今日では代議制の徹底によって代表者が決定し縦割り委任で物事が進んでいる。前近代的かもしれないが伝統的な（直接的）民主主義の再評価が必要な時代と考える。

時代的制約があるにせよこのような事例は今日への示唆を与えている。第一は、被災者救護の充実である。特別な尽力なしでも速やかに手厚いきめ細かい対策が、現地の工夫でできるようすることは重要である。

第二は、復興をその被災地や地域の「自分事」の復興にしていかねばならない。被災後の復興のあり方を現地から内発的に創出し共有し外との協力も得て実現していく必要があり、そのための条件づくりを災害前から考えておきたい。外発的に市街地や施設が復興しても持続しかねない。

第三に、復興では「地域の力」をどう引き出すかが重要になる。日頃から階層間のコミュニケーションに留意し風通しがよい地域をつくるには、「寄り合い」等により衆議し物事を定め運営していく方法は参考になる。そこに外部の専門家、出身者、元関係者等外からの「応援団」が加われば望む復興が進むであろう。

復興では迅速性・効率性が問われることも多々あるが、後世に誇れる内実がある復興を展開するためには、災害前に何をしておくべきかを各地で考えておくべき時代である。

補注

(1) 本稿の骨子は内閣府ホームページ「内閣府災害教訓の継承に関する専門調査会報告書　1923 関東大震災【第3編】」平成 20 年 3 月の「第一部第 2 章県下等の住まい・生活・産業の復興」及び執筆時資料を元に再構築した。

参考文献

1) 神奈川県「神奈川県震災誌」昭和 2 年 9 月／神奈川県,「神奈川県史 通史編近代現代 2」昭和 57 年 3 月
2) 横浜市役所「横浜復興誌」昭和 7 年 4 月／小池徳久「横濱復興録」横濱復興録編纂所 大正 14 年／横浜市「横浜市史第 5 巻下」有隣堂 昭和 51 年 3 月及び*1
3) 横浜市復興会「横浜市復興会誌」横浜市復興会 大正 13 年 7 月及び＊2
4) 横須賀市刊行会「横須賀市震災誌附復興誌」横須賀日々新聞社昭和 7 年／横須賀市「横須賀市史-市政施行 80 周年記念（上)」昭和 63 年 12 月
5) 清川来吉編「鎌倉震災誌」鎌倉町役場昭和 5 年 12 月／鎌倉市,「鎌倉市史近代通史編」 吉川弘文館平成 6 年 3 月
6) 湯河原町立図書館「湯河原　村ノ新聞―関東大震災の記録」湯河原町立図書館叢書 3　1994 年 3 月／湯河原町史第 3 巻通史編
7) 小田原市「小田原市史 通史編近現代」平成 5 年 3 月／小田原市,「小田原市史資料編近代Ⅱ」平成 13 年 3 月／高田掬泉「大正小田原万華鏡」,工房 1998 年 5 月
8) 内田哲夫岩崎宗純「小田原地方商工業史」夢工房 1989 年 8 月
9) 千葉県罹災救護会「大正大震災の回顧と其の復興上下」昭和 8 年／千葉県,「千葉県史大正昭和編」昭和 42 年 3 月
10) 千葉県安房郡役所,「安房震災誌」大正 15 年 3 月